

## 定款（案）対比表

前 回（案）	修 正（案）
<p style="text-align: center;">公立大学法人山口県立大学定款（素案）</p> <p>目次  第1章 総則(第1条 第7条)  第2章 役員(第8条 第12条)  第3章 審議機関等  第1節 経営審議会(第13条 第16条)  第2節 教育研究評議会(第17条 第20条)  第3節 人事委員会(第21条 第22条)  第4章 業務の範囲及びその執行(第23条 第24条)  第5章 資本金等(第25条 第26条)  第6章 委任(第27条)  附則</p> <p>第1章 総則  （目的）  第1条 この公立大学法人は、<u>地域に貢献する知の拠点として、住民の健康の増進や、個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究し、優れた知識や技能を有する人材の育成と研究成果の社会への還元を行うことにより、人々が生き生きと暮らす社会の形成に寄与するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">公立大学法人山口県立大学定款（案）</p> <p>目次  第1章 総則(第1条 第7条)  第2章 役員(第8条 第12条)  第3章 審議機関  第1節 経営審議会(第13条 第17条)  第2節 教育研究評議会(第18条 第22条)  第4章 業務及びその執行(第23条・第24条)  第5章 資本金(第25条)  第6章 雑則(第26条・第27条)  附則</p> <p>第1章 総則  （目的）  第1条 この公立大学法人は、<u>大学を設置し、及び管理することにより、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資することを目的とする。</u></p>
<p>（名称）  第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）とする。</p>	<p>（名称）  第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）とする。</p>
<p>（大学の設置）  第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、<u>山口県山口市に山口県立大学（以下「県立大学」という。）を設置する。</u></p>	<p>（大学の設置）  第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、<u>山口県立大学（以下「県立大学」という。）を山口市に設置する。</u></p>
<p>（設立団体）  第4条 法人の設立団体は、山口県とする。</p>	<p>（設立団体）  第4条 法人の設立団体は、山口県とする。</p>

前 回（案）	修 正（案）								
<p>（事務所の所在地） 第5条 法人は、事務所を山口県山口市桜島3丁目2番1号に置く。</p>	<p>（事務所の所在地） 第5条 法人は、事務所を山口県山口市桜島3丁目2番1号に置く。</p>								
<p>（法人の種別） 第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。</p>	<p>（特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別） 第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。</p>								
<p>（公告の方法） 第7条 法人の公告は、山口県報に<u>登載</u>して行う。</p>	<p>（公告の方法） 第7条 法人の公告は、山口県報に<u>掲載</u>して行う。</p>								
<p>第2章 役員 （定数） 第8条 法人に、<u>役員として、理事長1人、副理事長1人、理事3人以内及び監事2人を置く。</u></p>	<p>第2章 役員 （役員） 第8条 法人に、<u>次の役員を置く。</u>  <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">（1）理事長</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>（2）副理事長</td> <td style="text-align: right;">1人</td> </tr> <tr> <td>（3）理事</td> <td style="text-align: right;">3人以内</td> </tr> <tr> <td>（4）監事</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> </table> </p>	（1）理事長	1人	（2）副理事長	1人	（3）理事	3人以内	（4）監事	2人
（1）理事長	1人								
（2）副理事長	1人								
（3）理事	3人以内								
（4）監事	2人								
<p>（職務及び権限） 第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。 2 理事長は、<u>第16条第1項各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）の議を経るものとする。</u> 3 理事長は、<u>第20条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第17条第1項に規定する教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の議を経るものとする。</u> 4 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を<u>掌理するとともに、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。</u> 5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。 6 理事は、<u>理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。</u> 7 監事は、法人の業務を監査する。 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山口県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。</p>	<p>（役員の職務及び権限） 第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。 2 理事長は、<u>第17条第1項各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第13条第1項に規定する経営審議会（以下「経営審議会」という。）の議を経なければならない。</u> 3 理事長は、<u>第22条各号に掲げる事項について決定をしようとするときは、第18条第1項に規定する教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）の議を経なければならない。</u> 4 副理事長は、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を<u>掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。</u> 5 理事は、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。 6 理事は、<u>理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。この場合において理事が2人以上あるときは、あらかじめ理事長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。</u> 7 監事は、法人の業務を監査する。 8 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は山口県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。</p>								

前 回（案）	修 正（案）
<p>（理事長の任命等）</p> <p>第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。</p> <p>2 理事長は、<u>県立大学の学長となるものとする。</u></p> <p>3 第1項の法人の申出は、<u>学長となる理事長を選考するため法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。</u></p> <p>4 <u>前項の選考は、経営審議会及び教育研究評議会から推薦を受けた者（以下「学長となる理事長の候補者」という。）のうちから行うものとする。この場合において、教育研究評議会からの学長となる理事長の候補者の推薦は、県立大学の職員の意向に配慮して行うものとする。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>修正案1</b></p> <p>4 理事長選考会議は、前項の選考を行うに当たっては、経営審議会及び教育研究評議会から学長となる理事長の候補者の推薦を受けるものとする。この場合において、教育研究評議会からの学長となる理事長の候補者の推薦は、県立大学の職員の意向に配慮して行うものとする。</p> <p><b>修正案2</b></p> <p>4 前項の選考に当たり、経営審議会及び教育研究評議会は、学長となる理事長の候補者を理事長選考会議に推薦することができるものとする。この場合において、教育研究評議会からの学長となる理事長の候補者の推薦は、県立大学の職員の意向に配慮して行うものとする。</p> <p><b>修正案3</b></p> <p>4 削除</p> </div> <p>5 <u>理事長選考会議は、次に掲げる委員各4人をもって構成する。</u></p> <p>（1）<u>経営審議会の委員（理事長である委員を除く。）の中から互選により選出されたもの</u></p> <p>（2）<u>教育研究評議会の委員（学長となる理事長である委員を除く。）の中から互選により選出されたもの</u></p> <p>6 <u>前項第1号の委員のうち3人は、第13条第2項第3号の規定により指名された者又は第5号の規定により任命された者、前項第2号のうち1人は、第17条第2項第3号に規定する者又は第6号の規定により指名された者でなければならない。</u></p> <p>7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>8 議長は、理事長選考会議を主宰する。</p> <p>9 第4項から前項に定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、<u>議長が理事長選考会議に諮って法人の規程で定める。</u></p>	<p>（役員の任命）</p> <p>第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づいて、知事が行う。</p> <p>2 理事長は、<u>県立大学の学長となる。</u></p> <p>3 第1項の申出は、<u>次の各号に掲げる委員各4人により構成する会議（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。</u></p> <p>（1）<u>経営審議会の委員（理事長である委員を除く。）のうちから互選された者</u></p> <p>（2）<u>教育研究評議会の委員（前項の規定により県立大学の学長となる理事長（以下「学長となる理事長」という。）である委員を除く。）のうちから互選された者</u></p> <p>4 <u>理事長選考会議の委員は、前項第1号に掲げる委員にあつてはそのうち3人を第13条第2項第3号又は第5号に掲げる者とし、前項第2号に掲げる委員にあつてはそのうち1人を第18条第2項第2号又は第6号に掲げる者とする。</u></p> <p>5 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>6 議長は、理事長選考会議を主宰する。</p> <p>7 第3項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、<u>理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。</u></p>

前 回（案）	修 正（案）
<p>（理事長以外の役員の任命等）</p> <p>第 1 1 条 <u>法人の事務局長は、副理事長となるものとする。</u></p> <p>2 <u>理事は、理事長が任命する。</u></p> <p>3 <u>県立大学の副学長（以下「副学長」という。）は、理事となるものとする。</u></p> <p>4 <u>理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が2分の1以上含まれるようにしなければならない。</u></p> <p>5 <u>監事は、知事が任命する。</u></p>	<p>第 1 1 条 <u>副理事長及び理事は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、理事長が任命する。</u></p> <p>2 <u>理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者の数が理事の定数の2分の1以上となるようにしなければならない。</u></p> <p>3 <u>監事は、財務管理、経営管理その他法人が行う事務又は事業の運営に関し優れた識見を有する者であって、弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通しているものうちから、知事が任命する。</u></p>
<p>（任期）</p> <p>第 1 2 条 <u>学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。</u></p> <p>2 <u>副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。</u></p> <p>3 <u>監事の任期は2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第4項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。</u></p>	<p>（役員の任期）</p> <p>第 1 2 条 <u>理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。</u></p> <p>2 <u>副理事長及び理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。</u></p> <p>3 <u>監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項、次条第2項第3号及び第18条第2項第2号の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。</u></p>

前 回（案）	修 正（案）
<p>第3章 審議機関等 第1節 経営審議会 （設置及び構成） 第13条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、経営審議会を置く。 2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。 （1）理事長 （2）副理事長 （3）理事（その任命の際現に法人の役員又は職員でない者（第12条第4項後段の規定により再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなされるものを含む。）に限る。）のうち、理事長が指名するもの （4）理事長が指名する職員 （5）法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見のあるものの中から理事長が任命するもの 3 前項第3号及び第5号の委員の数の合計は、委員総数の2分の1以上とする。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員については、当該役員である期間とする。 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。</p>	<p>第3章 審議機関 第1節 経営審議会 （設置及び構成） 第13条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。 2 経営審議会は、次に掲げる委員10人以内で構成する。 （1）理事長 （2）副理事長 （3）理事長が指名する理事（その任命の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。）  （4）理事長が指名する職員 （5）法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、理事長が任命するもの 3 前項第3号及び第5号の委員の数の合計は、<u>経営審議会の委員の定数の2分の1以上でなければならない。</u></p> <p><u>（委員の任期）</u> 第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、法人の役員としての任期による。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。</p>
<p>（招集） 第14条 経営審議会は、理事長が招集する。 2 理事長は、<u>経営審議会の委員（理事長である委員を除く。）の3分の1以上の要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。</u></p>	<p>（招集） 第15条 経営審議会は、理事長が招集する。 2 <u>経営審議会の委員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項を記載した書面を理事長に提出して経営審議会の招集を請求したときは、理事長は、遅滞なく経営審議会を招集しなければならない。</u></p>
<p>（議事） 第15条 経営審議会の議長は、別に定める場合を除き、理事長をもって充てる。 2 議長は、経営審議会を主宰する。 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。 4 経営審議会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>（議事） 第16条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。 2 議長は、経営審議会を主宰する。 3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 4 経営審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

前 回 ( 案 )	修 正 ( 案 )
<p>( 審議事項 )</p> <p>第 1 6 条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>( 1 ) 中期目標についての意見 ( 地方独立行政法人法 ( 平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。 ) 第 7 8 条第 3 項の規定により知事に<u>申し述べる意見</u>をいう。以下同じ。 ) に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>( 2 ) 中期計画 ( 法第 2 6 条の規定により作成する中期計画をいう。以下同じ。 ) 及び年度計画 ( 法第 2 7 条第 1 項の規定により作成する年度計画をいう。以下同じ。 ) に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>( 3 ) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>( 4 ) 学則 ( 法人の経営に関する部分に限る。 )、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>( 5 ) 第 1 0 条第 4 項に規定する理事長選考会議への学長となる理事長の候補者の推薦</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">第 1 0 条第 4 項削除の場合は、第 5 号を削除し、以下繰り上げ</p> <p>( 6 ) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>( 7 ) 職員の人事の方針に関する事項</p> <p>( 8 ) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>( 9 ) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>( 1 0 ) その他法人の経営に関する重要事項</p> <p>2 経営審議会は、前項第 6 号に掲げる事項のうち教育研究に関するもの及び同項第 7 号に掲げる事項のうち教員の人事の方針について審議するときは、あらかじめ、教育研究評議会の意見を聴き、当該意見に配慮するものとする。</p>	<p>( 審議事項 )</p> <p>第 1 7 条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>( 1 ) 中期目標についての意見 ( 法人が地方独立行政法人法 ( 平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。 ) 第 7 8 条第 3 項の規定により知事に対し<u>述べる意見</u>をいう。以下同じ。 ) に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>( 2 ) 中期計画 ( 法第 2 6 条第 1 項の規定により法人が作成する計画をいう。以下同じ。 ) 及び年度計画 ( 法第 2 7 条第 1 項の規定により法人が定める計画をいう。以下同じ。 ) に関する事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>( 3 ) 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、法人の経営に関するもの</p> <p>( 4 ) 学則 ( 法人の経営に関する部分に限る。 )、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>( 5 ) 学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項</p> <p>( 6 ) 職員の人事に関する事項のうち、定数管理、給与制度その他の法人の経営に関するもの</p> <p>( 7 ) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項</p> <p>( 8 ) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>( 9 ) その他法人の経営に関する重要事項</p> <p>2 経営審議会は、前項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項 ( 同号に掲げる事項にあっては、<u>教員の人事に関するものに限る。</u> ) を審議するときは、あらかじめ、教育研究評議会の意見を聴き、当該意見に配慮するものとする。</p>

前 回（案）	修 正（案）
<p>第 2 節 教育研究評議会 （設置及び構成）</p> <p>第 1 7 条 県立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を置く。</p> <p>2 教育研究評議会は、次に掲げる委員 2 0 人以内で構成する。 （ 1 ）学長となる理事長 （ 2 ）副学長 （ 3 ）理事（その任命の際現に法人の役員又は職員でない者（第 1 2 条第 4 項後段の規定により再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなされるものを含む。）に限る。）のうち、第 1 3 条第 2 項第 3 号以外のもの （ 4 ）法人の規程で定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長 （ 5 ）学長となる理事長が指名する職員 （ 6 ）法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見のあるものの中から学長となる理事長が任命するもの</p> <p>3 前項第 3 号及び第 6 号の委員の数の合計は、2 人以上とする。</p> <p>4 委員の任期は、2 年とする。ただし、第 2 項第 1 号から 4 号までに掲げる委員については、当該役員である期間又はその職にある期間とする。</p> <p>5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>6 委員は、再任されることができる。</p>	<p>第 2 節 教育研究評議会 （設置及び構成）</p> <p>第 1 8 条 法人に、県立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。</p> <p>2 教育研究評議会は、次に掲げる委員 2 0 人以内で構成する。 （ 1 ）学長となる理事長 （ 2 ）理事（その任命の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。）のうち、第 1 3 条第 2 項第 3 号に掲げる委員以外の者 （ 3 ）県立大学の副学長 （ 4 ）学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、法人の規程で定める者 （ 5 ）学長となる理事長が指名する職員 （ 6 ）法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、学長となる理事長が任命するもの</p> <p>3 前項第 2 号及び第 6 号の委員の数の合計は、2 人以上でなければならない。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第 1 9 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、前条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる委員の任期は、同項第 1 号から第 4 号までに規定する法人の役員又は職員としてその職にある期間とする。</p> <p>2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p>
<p>（招集）</p> <p>第 1 8 条 教育研究評議会は、学長となる理事長が招集する。</p> <p>2 学長となる理事長は、教育研究評議会の委員（学長となる理事長である委員を除く。）の 3 分の 1 以上の要求があったときは、教育研究評議会を招集しなければならない。</p>	<p>（招集）</p> <p>第 2 0 条 教育研究評議会は、学長となる理事長が招集する。</p> <p>2 教育研究評議会の委員の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項を記載した書面を学長となる理事長に提出して教育研究評議会の招集を請求したときは、学長となる理事長は、遅滞なく教育研究評議会を招集しなければならない。</p>
<p>（議事）</p> <p>第 1 9 条 教育研究評議会の議長は、別に定める場合を除き、学長となる理事長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、教育研究評議会を主宰する。</p> <p>3 教育研究評議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。</p> <p>4 教育研究評議会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>（議事）</p> <p>第 2 1 条 教育研究評議会に議長を置き、学長となる理事長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、教育研究評議会を主宰する。</p> <p>3 教育研究評議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</p> <p>4 教育研究評議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

前 回（案）	修 正（案）
<p>（審議事項）</p> <p>第20条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>（1）中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>（2）中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>（3）法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>（4）学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>（5）第10条第4項に規定する理事長選考会議への学長となる理事長の候補者の推薦</p> <p>第10条第4項削除の場合は、第5号を削除し、以下繰り上げ</p> <p>（6）教員の人事に関する事項（第16条第1項第7号及び第22条に係るものを除く。）</p> <p>（7）教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>（8）学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</p> <p>（9）学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>（10）教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>（11）第16条第2項に規定する経営審議会への意見</p> <p>（12）その他県立大学の教育研究に関する重要事項</p>	<p>（審議事項）</p> <p>第22条 教育研究評議会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>（1）中期目標についての意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>（2）中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>（3）法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関するもの</p> <p>（4）学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項</p> <p>（5）教員の人事に関する事項（第17条第1項第6号に掲げる事項その他法人の規程で定める事項を除く。）</p> <p>（6）教育課程の編成に関する方針に係る事項</p> <p>（7）学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項</p> <p>（8）学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項</p> <p>（9）教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項</p> <p>（10）その他県立大学の教育研究に関する重要事項</p>
<p>第3節 人事委員会</p> <p>（設置及び構成）</p> <p>第21条 職員の人事に関し、その公正を期すとともに、全学的な視点に立った適正な業務の遂行に資するため、人事委員会を置く。</p> <p>2 人事委員会は、次に掲げる委員各同数をもって構成する。</p> <p>（1）経営審議会の委員の中から当該経営審議会において選出されたもの</p> <p>（2）教育研究評議会の委員の中から当該教育研究評議会において選出されたもの</p> <p>3 前項第1号の委員の選出に当たっては、第13条第2項第3号の規定により指名された者又は第5号の規定により任命された者が含まれるようにしなければならない。</p> <p>（権限）</p> <p>第22条 人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>（1）職員の採用及び昇任のための選考を行い、教員の選考結果を教育研究評議会に報告すること。</p> <p>（2）職員の人事に関する基準及び手続を定めること。</p> <p>（3）法人の規程で定めるところにより職員の人事に係る不服申立てに対する審査を行うこと。</p> <p>（4）その他法人の規程によりその権限に属せられた事務</p>	

前 回（案）	修 正（案）
<p>第 4 章 <u>業務の範囲及びその執行</u> （業務の範囲）</p> <p>第 2 3 条 法人は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（ 1 ） 県立大学を設置し、これを運営すること。</p> <p>（ 2 ） 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。</p> <p>（ 3 ） 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。</p> <p>（ 4 ） 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。</p> <p>（ 5 ） 教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>（ 6 ） 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>	<p>第 4 章 <u>業務及びその執行</u> （業務の範囲）</p> <p>第 2 3 条 法人は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（ 1 ） 県立大学を設置し、これを運営すること。</p> <p>（ 2 ） 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。</p> <p>（ 3 ） 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。</p> <p>（ 4 ） 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。</p> <p>（ 5 ） 県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>（ 6 ） 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。</p>
<p>（業務方法書）</p> <p>第 2 4 条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。</p>	<p>（業務の執行方法）</p> <p>第 2 4 条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。</p>
<p>第 5 章 <u>資本金等</u> （資本金）</p> <p>第 2 5 条 <u>法人の資本金については、別表第 1 及び別表第 2 に掲げる資産を山口県が出資するものとし、当該資本金の額は、当該資産について、出資の日における時価を基準として山口県が評価した価額の合計額とする。</u></p>	<p>第 5 章 <u>資本金</u></p> <p>第 2 5 条 法人の資本金は、山口県が出資する別表に掲げる資産について、出資の日現在における時価を基準として、<u>学識経験者の意見を聴いて山口県が評価した価額の合計額とする。</u></p>
<p>（解散に伴う残余財産の帰属）</p> <p>第 2 6 条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを山口県に帰属させる。</p>	<p>第 6 章 <u>雑則</u> （解散に伴う残余財産の帰属）</p> <p>第 2 6 条 法人は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、<u>当該残余財産を山口県に帰属させる。</u></p>
<p>第 6 章 <u>委任</u> （委任）</p> <p>第 2 7 条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。</p>	<p>（規程への委任）</p> <p>第 2 7 条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。</p>

前 回 ( 案 )

修 正 ( 案 )

附 則

( 施行期日 )

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

( 経過措置 )

2 法人の成立後最初の理事長の任命については、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が行う。

3 県立大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、2 年とする。

別表第 1 ( 第 25 条関係 )

資産の 種 別	所 在 地	面 積 (平方メートル)

別表第 2 ( 第 25 条関係 )

資産の 種 別	施設名称	所 在 地	延床面積 (平方メートル)

附 則

( 施行期日 )

1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

( 学長となる理事長の任命の特例 )

2 法第 72 条第 1 項の規定による学長となる理事長の法人の成立後最初の任命については、第 10 条第 1 項の規定にかかわらず、法人の申出に基づくことを要しないものとし、知事が行う。

( 学長の任期の特例 )

3 法第 74 条第 2 項の規定による県立大学の設置後最初の学長の任期は、2 年とする。

別表 ( 第 25 条関係 )

1 土地		面 積 (単位 平方メートル)
所 在		

2 建物

種 類	所 在	床面積 (単位 平方メートル)